

※黒字が本文、赤字が注釈です。

## 三成下町内会規約（案）

2024年11月25日

### 第1章 総 則

（名 称）※地方自治法第 260 条の 2 第 3 項第 2 号

第1条 この会は三成下町内会と称する（以下本会という）。

もともとは下組とっていた。市は「三成下町内会」を使用

（区 域）※地方自治法第 260 条の 2 第 3 項第 3 号

第2条 本会の区域は、尾道市美ノ郷町のうち別表に示された区域とする。

別表の地図で示す。

（主たる事務所）※地方自治法第 260 条の 2 第 3 項第 3 号

第3条 この会の主たる事務所は、会長宅に置く。

（目 的）※地方自治法第 260 条の 2 第 3 項第 1 号

第4条 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- （1）会員相互の連絡に関する事。
- （2）美化、清掃等区域内の環境の整備に関する事。
- （3）区域内の防災、防犯、交通安全等の住民生活の安全確保に関する事。
- （4）会員相互の親睦、福祉、保健及び健康の増進に関する事。
- （5）会員の教育、文化の向上に関する事。
- （6）地域内の高齢者、女性、青年、子ども等の団体活動及び住民のグループ活動の育成及び援助に関する事。
- （7）市役所その他官公署との連絡および協力に関する事。
- （8）集会施設その他の資産の維持管理、運営に関する事。
- （9）その他目的達成のために必要な事。

### 第2章 会 員

（会員等）※地方自治法第 260 条の 2 第 3 項第 5 号

第5条 第2条に定める区域に住所を有する個人はすべてこの会の会員となることができる。

- 2 前項に規定する者のうち、会の代表者（以下「会長」という）に入会申込みをした者をもって会員とする。
- 3 町内会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。
- 4 第1項に該当しない個人もしくは法人又は団体にあつては、この会の事業を賛助するため、賛助会員となることができる。ただし、表決権等は有しないものとする。  
「正当な理由」とは、その者の加入によって町内会の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかに認められる場合など

#### （会 費）

第6条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 3 会長は、会員に特別の事情がある場合は、会費を減免することができる。

会費は、会員及び団体にとって重要な事項であるため、規約で定める必要があるが、規約改正は第18条に定める特別議決事項となるため、通常総会で各年度ごとに定めることが適当である。

「別に定める」とは、この規約とは別に会費規定等を作成することになる。

#### （入 会）

第7条 本会に入会しようとする者は、別に定める入会届を、班長等を経由して会長に提出するものとする。

- 2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。
- 3 新たに区域内に住所を有することとなった個人に対し、会長及び班長等は、会の目的、規約等を説明し、入会の案内を行うものとする。

入会手続きは、入会希望者の入会の意思が確認できるものとする。第5条の趣旨から不合理な入会制限は許されない。そのため、正当な理由なく拒むことができない旨記載することが必要である。

#### （退会等）

第8条 会員及び賛助会員（以下「会員等」という）が次のいずれかに該当する場合には、退会したものとする。

- (1) 第2条に定める区域に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合
- 2 会員が死亡したとき、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

退会についても、本人の意思にいかなる意味でも制約を課すことは認められない。

(資格停止)

第9条 会長は、会員等が次の各号の一つに該当するときは、役員会に諮り、一定の期間その資格を停止できるものとする。

- (1) 会費又は賛助会費を長期にわたり滞納したとき。
- (2) 会員等としての著しい義務違反等があったとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会及び資格停止の会員等が既に納入した入会金、会費、賛助会費及びその他の抛出金は返還しない。

### 第3章 役員

(役員の種類及び選任) ※地方自治法第260条の5, 6, 7, 8, 11, 12

第11条 本会に次の役員を置く(計26名)

会長 1名

副会長 1名

会計 1名

監事 1名

専門部長

- ① 保健推進部長 2名
- ② 環境衛生部長 2名
- ③ 厚生部長 2名
- ④ 防災防犯部長 3名
- ⑤ 年少担当部長 2名
- ⑥ 体育文化部長 2名

顧問 若干名 (会長経験者から選任)

班長 9名

2 役員は、総会において会員の中から選任する。

3 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

必ず会長を1人、監事を1人又は複数人置く必要がある。

1名又は複数名の監事を置くことが適当であるが、会長、副会長及びその他の役員と兼ねることは、会務の執行を監査する職務上避ける必要がある。

(役員職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代

行する。

- 3 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- 4 専門部長は、各専門部を代表し、専門の業務を行う。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
  - (2) 会長、副会長、会計及び専門部長の業務執行の状況を監査すること。
  - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。
- 6 班長は会員との連絡、調整等に当たる。

(役員任期等)

第13条 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第8条に定めるところにより退会した場合を除き、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
  - (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員報酬等)

第14条 会長は、役員に対して総会の議決を得て、別に定める額の報酬等を支給することができる。

## 第4章 組織

(専門部)

第15条 本会に、次の専門部を置く。

- (1) 保健推進部
- (2) 環境衛生部
- (3) 厚生部
- (4) 防災防犯部
- (5) 年少担当部
- (6) 体育文化部

(班)

第16条 本会の運営を円滑に行うため班を置く。

2 各班では、会員の中から班長を選出する。

(委員会)

第17条 本会に、第4条に規定する事業を円滑に行うため、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、会長が総会の同意を得て委嘱する。

3 委員会の委員は、特定の業務について、調査研究する。

## 第5章 総会

(総会の種別) ※地方自治法第260条の13, 14

第18条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第19条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能) ※地方自治法第260条の16

第20条 総会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (2) 役員を選任及び解任に関すること。
- (3) 事業計画及び予算の決定に関すること。
- (4) 事業報告及び決算の承認に関すること。
- (5) 会費の額及び徴収の方法に関すること。
- (6) 本会の解散及び清算人の選任並びに財産処分の方法に関すること。
- (7) その他、本会の運営に係る重要事項に関すること。

総会は、団体運営のうち規約において役員会に委任したもの以外はすべての事項について議決できる。規約の改正など法律上総会の専権事項とされているものについては、規約をもってしても他へ委任することはできない。

(総会の開催) ※地方自治法第260条の12, 13, 14, 15

第21条 通常総会は、毎年度決算終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第12条第5項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

地方自治法第 260 条の 4 の規定に基づき、年度終了後 3 カ月以内に財産目録を作成しなければならない。従って、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うためには、通常総会を年度終了後 3 カ月以内に開催する必要がある。

(総会の招集) ※地方自治法第 260 条の 1 5

第 2 2 条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その請求があった日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の 5 日前までに文書をもって通知しなければならない。

総会の開催権限は会長が有するものであるが、前条第 2 号の定めにより会員、監事から開催請求に対しても総会を招集する必要がある。

総会は、請求のあった日から適切な期間内に招集する必要がある。

総会を招集するには、地方自治法第 260 条の 1 5 の規定により、少なくとも 5 日前までに通知を行う必要がある。

(総会の議長)

第 2 3 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

「総会の議長は、会長がこれに当たる」としてもよい

(総会の定足数)

第 2 4 条 総会は、全会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第 2 4 条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権) ※地方自治法第 260 条の 1 8

第 2 6 条 会員は、総会において、各々 1 箇の表決権を有する。

2 次の事項以外の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の 1 とする (1 世帯 1 票とする)。

(1) 規約の変更、町内会の解散及び財産処分の議決

(2) 代表者、監事及び清算人の選任

(3) 代表者の代表権の制限及び委任、監事や役員会の設置

表決権は、会員 1 人 1 票を原則とする。

未成年の表決権の行使にあたっては、民法の規定に従い、法定代理人 (親権者) の同意

を要する。

(1)(2)(3) 以外は1世帯1票として表決権を有するということ。

従来の自治会活動は、世帯単位で表決権を有する運営が行われている。そうしたことを勘案して特定事項について世帯の表決権を1票とする定めを設けることが可能である。ただし、世帯単位で活動して意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的である場合に限られる。(1)については、1世帯1票の適用が自治法の解釈として認められないと解され、規約に定めることとなる事項(代表者の制限及び委任、監事や役員会の設置等)についての決定も規約の改正となるため、1世帯1票の適用は認められないと解される。

(総会の書面表決) ※地方自治法第260条の18

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第23条及び第24条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(電磁的方法による表決)

第28条 前条の会員は、あらかじめ通知された事項について前条の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法(電子メールなどによる送信、ウェブサイト、アプリケーションを利用した表決、情報をディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法等)により表決することができる。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

会議が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明するために議事録を作成することが必要である。また、議事録は、告示事項変更届や規約変更認可申請等に必要である。

## 第6章 役員会等

団体の最高意思決定機関は総会であるが、総会を度々招集することは実際には極めて困難であることから、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することが会の運営上適当である。

(役員会の構成)

第30条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第31条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第32条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員<sup>の</sup>3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から10日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

役員<sup>の</sup>3分の1以上、10日以内に役員会を招集しなければならないという定めは特  
ない。

総会<sup>は</sup>5日前までに招集の通知をしなければならないと定められているが、役員会にお  
いては特に定めはない。

(役員会の議長)

第33条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第34条 役員会には、第23条、第24条、第26条及び第27条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(班長会)

第35条 班長会は、会長、副会長、会計及び班長で構成し、班長会の議長は会長がこれに当たる。

2 班長会は、会長が必要と認めるとき招集する。

## 第7章 資産及び会計

### ※地方自治法第260条の2第3項第8号

#### (資産の構成)

第36条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金及び寄付物品
- (4) 事業活動に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

財産目録は、地方自治法第260条の4に基づき設立時及び毎年度初3カ月以内に作成する必要がある。

#### (資産の管理)

第37条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

#### (資産の処分)

第38条 本会の資産で第36条第1号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において全会員の4分の3以上の議決を要する。

4分の3以上の議決については、特に定めはない

#### (経費の支弁)

第39条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

#### (事業計画及び予算)

第40条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

事業計画及び収支予算の議決を年度開始前に行い、事業報告及び収支決算の承認を年度終了後に行うためには通常総会を年2回開催する必要がある。通常総会は、年度終了後3か月以内に1度行うのが通例である。従って、通常総会を年度終了後3か月以内に1回しか開催しないと定めた場合は、総会開催前に予算が成立していないので、第39条第2項

のように定めておくことが実務上適当である。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第42条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、次の年の3月31日に終わる。

現在は総会を1月の百手神事に合わせて行っており、第40条に従うと会計年度を1月より前の12月～翌年11月(あるいは11月～翌年10月)とする必要がある。それを改め通常のように会計年度を4月～翌年3月とし、それに合わせて総会の開催を会計年度終了後3か月以内の4月あるいは5月とする。そのため百手神事と総会とは分離して行うこととする。

## 第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第43条 この規約は、総会において全会員の4分の3以上の議決を得、かつ尾道市長の認可を受けなければ変更することができない。

規約の変更は、地方自治法第260条の3第1項の規定により総会の専権事項である。

規約の変更は、「規約変更認可申請書」により、市長の認可を受けなければその効力を生じない。

(解散)

第44条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、全会の4分の3以上の承諾を得なければならない。

第44条第2項の総会の議決を他の役員会等の議決をもって代えることはできない。

4分の3の定数は変更できる。

(残余財産の処分)

第45条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において全会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

地方自治法第260条の31第1項に基づき、解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定することが可能であるが、営利法人等を帰属権利者とすることは、地縁団体の目的にか

んがみ適当ではない。したがって、地方公共団体や当該法人以外の認可地縁団体又は類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属させることが適当である。

## 第9章 雑則

(備え付け帳簿及び書類)

第46条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(細則)

第47条 役員会は細則を定めることができる。役員会は細則を制定したときは次の総会に報告し、承認を得なければならない。

### 附 則

- 1 この規約は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。
- 2 この規約の施行以後最初に選任される役員の任期は、第13条の規定にかかわらず〇年〇月〇日までとする。
- 3 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第40条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 本会の設立初年度の会計年度は、第42条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする。